

「再審法改正を求める意見書」採択  
に関する請願書

令和6年 11 月 15 日

志摩市議会議長

中村 孝司 様

紹介議員

氏名

金子 研世 印

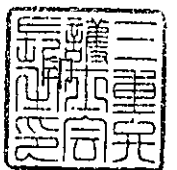
請 願 者

住所 〒514-0036

三重県津市丸之内養正町1-1

三重弁護士会 会長

氏名 長谷部 拓 哉



## 1. 請願の趣旨

別紙「再審法改正を求める意見書」を採択して下さい。

## 2. 請願の理由

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。例えば、滋賀県で発生した湖東事件では、再審開始決定が確定した後になってようやく、警察が再審開始決定確定まで検察官に送致していなかった証拠が開示され、その中に事件性を否定する重要な証拠が含まれていました。これらの証拠について、裁判長は「そのうち一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴されていなかったかもしれません」とコメントしたのです。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性

に疑いが生じていることになりますので、速やかに再審公判の手續に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

検察官の不服申立てがなされると、再審開始決定が出されているにも拘らず、即時抗告審・特別抗告審のため、審理が数年あるいは十年以上の単位で長期化します。これにより、迅速なえん罪被害者の救済が実現されず妨げられています。例えば、袴田事件では、第2次再審請求審において、2014年（平成26年）3月27日、静岡地方裁判所で再審開始決定がなされましたが、この決定が2023年（令和5年）3月に確定するまでに実に9年を要しました。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（97歳）や袴田事件（88歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

そこで、日本弁護士連合会は、2019年（令和元年）10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手續における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。また、2023年（令和5年）2月17日付けで刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書を取りまとめ、同年7月13日付けで改訂し、法務大臣宛てに提出しました。

当会も、2023年（令和5年）5月29日付けで再審法改正を求める総会決議を全会一致で採択しました。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

そこで、別紙意見書を採択していただきたく請願をいたしました。